

静岡県告示第466号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和5年7月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社あますん	東京都葛飾区高砂三丁目1番45号	放課後等デイサービス ウイズ・ユース島	三島市加屋町1-12-2F	令和5年7月1日	児童発達支援	特定なし
特定非営利活動法人いろは	裾野市呼子一丁目8番5号	放課後等デイサービス ぱれっと	裾野市深良1327-1	令和5年7月1日	放課後等デイサービス	特定なし
株式会社テアテル	大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目1番15号	児童発達支援・放課後等デイサービス てあてるの芽富士	富士市蓼原町1630	令和5年7月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス	特定なし